

## ウイング・ケアサービス居宅介護・重度訪問介護 運営規定

### （事業の目的）

第1条 法人有限会社ウイング・ケアサービスが開設するウイング・ケアサービス（以下「事業所」という。）が行う居宅介護・重度訪問介護の事業（以下「事業」という。）の厳正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修等の修了者（以下「居宅介護員」という。）が、障害者（児）に対し、適正な指定居宅介護を提供することを目的とする。

### （運営の方針）

第2条 事業所の居宅介護員は、障害者（児）の心身の状況、その置かれている環境等に応じてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### （事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 有限会社 ウイング・ケアサービス
- 二 所在地 東京都板橋区蓮根二丁目30番8号

### （職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

#### 一 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う

#### 二 サービス提供責任者 1名（訪問介護員2級）

サービス提供責任者は、事業所に対する指定居宅介護、重度訪問介護の利用の申込みに係る調整、居宅介護員に対する技術指導、居宅介護計画の作成等を行う。

#### 三 居宅介護員

- 介護福祉士 2名（常勤1名、非常勤2名）
- 1級課程修了者 0名（常勤0名、非常勤0名）
- 2級課程修了者 3名（常勤0名、非常勤3名）

居宅介護員は、障害者（児）の居宅介護の提供にあたる。

#### 四 事務職員兼栄養士 1名（常勤1名）

必要な事務及び栄養相談を行う。

### （営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日 ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 平日は午前9時から午後6時、土曜日は午前9時から午後2時までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

### （指定居宅介護等の内容及び利用者から受領する費用等について）

第6条 提供内容は、次のとおりとする。

#### 一 居宅介護

- 身体介護： 入浴、排泄及び食事等の介護を行う。
- 通院介助： 通院時の介助（身体介護型料金と家事援助型料金の別あり）
- 家事援助： 調理、洗濯及び掃除等の家事を行う。
- 乗降介助： 通院時について、本事業所の従業者が自ら運転して通院支援を行う。

#### 二 重度訪問介護

重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者に対する入浴、排泄及び食事等の介護並びに外出時における移動中の介護並びに介護等に関する助言その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 指定居宅介護サービスを提供した場合の利用料は、告示上の額とし、当該指定居宅介護サービス等が法定代理受領のサービスであるときは、その1割とする。ただし、区市町村が定める月額負担上限額の範囲内とする。

3 第8条に定める通常の実施区域を越えて行う指定居宅介護に要した交通費は、その実費額を徴収する。

4 前項の費用及びその他、利用者等から金銭の支払いを受ける場合には、利用者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支払に同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

#### （事業の主たる対象者）

第7条 事業の主たる対象とする障害の種類を次のように定める。

居宅介護：身体障害者（18歳未満の者を除く）

知的障害者（18歳未満の者を除く）

障害児（18歳未満の身体障害者及び知的障害者）

精神障害者（18歳未満の者を含む）

#### （通常の事業の実施区域）

第8条 通常の事業の実施区域は、板橋区 とする。

#### （事故処理）

第9条 当事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。

3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

#### （緊急時等における対応方法）

第10条 居宅介護員は、サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、予め指定されている連絡先に速やかに連絡する、主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

#### （虐待の防止のための措置）

第11条 当事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ区市町村へ報告する。

#### （その他運営についての留意事項）

第12条 指定居宅介護事業所は、居宅介護員等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 二 継続研修 年1回

2 訪問介護員等を含む全従業員（以下「従業員」という。）は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年10月1日から一部改定して施行する。

この規程は、平成20年2月1日から一部改定して施行する。

この規程は、平成23年2月19日から一部改定して施行する。

この規程は、平成24年4月1日から一部改定して施行する。

この規程は、平成25年3月21日から一部改訂して施行する。

この規程は、平成25年4月1日から一部改訂して施行する。